

黒滝村障害者活躍推進計画

機関名	黒滝村
任命権者	黒滝村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
黒滝村における障害者雇用に関する課題	<p>黒滝村においては、職員総数が小規模な機関であり、令和元年6月1日現在では、法定雇用数を満たしていなかった。その後、障害者に限定した募集を行ない、1名採用し法定雇用数を満たすこととなった。</p> <p>本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>評価方法は、任免状況通報により確認する。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p>
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関である労働局等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、定期的実施する面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <p>ア．特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。</p> <p>イ．自力で通勤できること。</p> <p>ウ．介助者なしで業務が遂行できること。</p>

	<p>エ. 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。</p> <p>オ. 特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。</p>
その他	<p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>